

緊急通報システム事業のご案内

病気などで緊急に通報が必要な時に、装置本体、もしくはペンダントの緊急ボタンを押すだけで、市が委託する業者の緊急通報受信センターへ通報できます。

必要に応じて、救急車や消防車が出動したり、委託業者の緊急要員が出動します。

【対象となる方】

吹田市に居住し、おおむね65歳以上で、次のいずれかの状態にある方が対象となります。

- ひとり暮らしの方
 - 寝たきりなどで体の不自由な方がいる高齢者のみの世帯の方
 - 家族が仕事などで、長時間、高齢者だけになり、不安がある方
- ※ 緊急通報機器の設置には固定電話回線が必要です。「光回線」「ケーブルテレビ回線」を利用した電話機にも設置できます（一部方式を除く）ので、個別にご相談ください。

～ 緊急通報システム事業の内容 ～

装置本体、もしくはペンダントの緊急ボタンを押すことで、市の委託業者に通報が届きます。



通報から駆けつけ、救急車の手配等は下記のように行われます。



- あらかじめ登録された近所の協力員に連絡して、様子を見に行ってもらう場合もあります。
- 利用者及び協力員の氏名、住所、電話番号については、利用者が居住する地域を担当する民生・児童委員へ情報提供し、地域での見守り活動と連携しています。

【手続きについて】

申請用紙は市役所高齢福祉室、各地域包括支援センターの窓口にあります。ご記入の上、申請して下さい。

市の職員が家庭訪問し、事業についてのご説明や聞き取り調査を行い、手続きをすすめます。郵送でも申請書類の送付や申請を受け付けています。

【費用について】

緊急通報装置を設置するには、生計中心者の所得税額に応じて、費用の自己負担が必要となる場合があります。【詳しくは下の表をご確認下さい。生計中心者の前年分所得税額（1月から6月までは前々年分の所得税額）をもとに負担額を決定します。】

生計中心者の前年分の 所得税額	自己負担額
生活保護受給者 非課税	0円
1円以上 40,000円以下	2,904円
40,001円以上 70,000円以下	16,300円
70,001円以上	29,040円

毎月の管理費用などの自己負担はありません。

事業内容や手続きにつきましては、吹田市役所高齢福祉室まで、
お気軽にお問い合わせください！

吹田市役所高齢福祉室

電話 06-6384-1360 FAX 06-6368-7348

吹田市泉町1-3-40

